

第2章 千葉県が目指す姿

1 時代背景と課題

総合計画の基本目標である目指す姿を設定するため、本県を取り巻く社会・経済の状況と展望を、「人口減少・少子高齢化」「経済・社会のグローバル化」「安全・安心」「環境保全」「地方自治」「デジタル社会の進展」の6つの視点から区分し、取り組むべき主要課題を明らかにしました。

○ 人口減少・少子高齢化

(1) 千葉県の将来人口推計

- 我が国の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計¹⁾によれば、平成17年から平成67年までの50年間で7割程度まで減少する見込みです。
- 大正9年の国勢調査が開始されて以降、本県の人口は順調に増加してきました。昭和の大合併が終了した昭和30年代からの人口データによると、千葉・東葛飾地区などでは、特に人口が大きく伸びている地域がある反面、安房・夷隅地区などでは、人口減少が続いている地域もあります。
- 本県で今後15年間の将来人口推計を行った結果、千葉県の人口は平成22年の620万3千人から平成29年には626万2千人と、今後もわずかながら伸びていくことが見込まれます。平成29年を境に、緩やかな減少傾向に入り、10年後の平成32年には624万6千人、平成37年には617万2千人になることが予想されます（人数は各年10月1日時点の中位推計・速報値）。
- また、本県の高齢者人口の割合（65歳以上の人口割合）は、平成22年の20.5%から平成32年には27.4%、平成37年には28.7%へと、急速に高まっていくことが予想されます。反面、本県の生産年齢人口の割合（15歳以上64歳以下の人口割合）は、平成22年の66.2%から平成32年には60.5%、平成37年には60.1%へと減少することが予想されます（率は各年10月1日時点の中位推計・速報値）。
- 本県の合計特殊出生率²⁾は、厚生労働省によれば、平成20年に1.29となり、過去最低であった平成15年以降、わずかながら増加傾向にあるものの、全国の中では下位に位置しています。

(2) 人口減少に伴う需要・供給の縮小

- 我が国は、長期的な人口減少の影響により、国内における消費者の絶対数が減り、生産者としての労働力も減少することから、需要と供給の両面での縮小がおこり、経済活動の停滞が心配されています。その一方で、例えば老後の生活を楽しむための趣味や旅行などの余暇活動が盛んになり、高齢者を対象とした産業分野などで国内需要の伸びも期待されます。

- こうした人口減少に伴う供給の縮小を克服するため、高齢者の知識や技能・経験を生かした雇用の創出や、男性も女性もその人の意欲・能力を生かし働き続けられる環境づくりが求められます。
- また、社会や経済の成熟化に伴い、量よりも質や差別化へと、消費に対する考え方が変化しており、より付加価値の高い製品・サービスへの供給構造の転換が求められています。

(3) 高齢化による医療・福祉ニーズの増大

- 本県では、今後予想される高齢化に伴い、医療・福祉ニーズの急増が見込まれることから、医療・福祉サービスの基盤整備を図ることが急務であるとともに、それを支える人材を確保することが必要です。
- 今後、核家族化や過疎化の影響により、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯がさらに増加することが見込まれます。
- こうした中で、近年、高齢者等の孤立死や老々介護などが社会問題となっており、地域で安心して暮らせるコミュニティーの再生や地域における新たな支え合いを確立する必要があります。

(4) 少子高齢化社会のライフスタイルに対応した地域づくり

- 人口減少及び少子高齢化の進行は、自治体の行政基盤の弱体化、ライフスタイルの変化などを引き起こし、地域コミュニティーの活力低下が懸念されます。
- このため、少子化傾向に歯止めをかけ、千葉の未来を担う子どもたちを育成するため、大きな負担がなく、子どもを産み、育てることができる環境づくりを進めていく必要があります。
- 特に、子どもたちが健やかに育ち、社会生活を円滑に営むことができるよう、地域全体で支援していくことが必要です。
- さらに、高齢者の知識・経験を生かし、地域づくり・経済活動の担い手として生き生きと活躍できる環境を整備することが必要です。
- 新しいライフスタイルに対応した「魅力ある地域づくり」を進めるためには、それぞれの地域が特性を生かして、市民活動団体などを含む県民・企業・大学・市町村等、多様な主体が力を合わせていくことが必要です。

○ 経済・社会のグローバル化

(1) 各産業における世界規模での競争の激化

- 我が国の経済は、グローバル化³⁾の進展による世界規模での競争の激化、生産拠点の海外へのシフトや国内事業所の再編・統合といった様々な変化に直面しています。

- 新興国の急速な経済発展により様々な産業分野が激しい価格競争にさらされる中で、本県の企業は中小企業も含め、その強みや独自性が何かを改めて問い直し、国際的な競争力を維持充実させていかなければなりません。
- さらに、企業が国や地域を自由に選択する時代の中で、県としても、戦略的な企業誘致や既存産業の高度化を進め、産業集積を促進していくことが必要です。
- さらに、経済のグローバル化の中で、県内企業の海外市場との取引を視野に入れた支援も必要となってきています。
- 一方、低価格の野菜や肉など輸入農林水産物の増加や、漁船・施設園芸用の燃油や家畜用の穀物飼料の国際取引価格の上昇により、県内の農家、漁家の経営も厳しさを増す一方であり、生産意欲の低下や担い手不足など、農林水産業の生産基盤の弱体化が進んでいます。
- このため、本県農林水産物の自給力・国際競争力の強化と地域経済活性化のため農林水産業と商工業等の各産業の連携による新たな展開を図るとともに、収益性の高い施設園芸の推進や農林水産物の輸出などを進めていくことが求められています。

(2) 研究開発型企业や新たなビジネスモデルによる事業展開

- 少子高齢化、経済のグローバル化に加え、急激な景気悪化など社会経済環境の大きな変化の中で、県内企業は厳しい経営状況に置かれています。
- こうした状況に対応するには、県内企業が研究開発能力を高めながら、技術力を向上させ、また、新しいビジネスモデルを開発して、付加価値の高い企業へ転換を図っていくことが求められています。
- 県内には、東京大学、千葉大学をはじめとする大学・研究機関や、東葛テクノプラザ、東大柏ベンチャープラザ、かずさインキュベーションセンターなどのインキュベーション施設（起業家育成施設）があり、これらを活用した幅広い分野の産学官連携を促しながら、県内各地に新事業・新産業を生み出していくことが必要です。
- また、地域の特性を生かした新たな事業の創出に向けて、農林水産業と商工業が連携して事業に取り組む「農商工連携」事業なども進めていく必要があります。

(3) 成田国際空港の機能拡充

- 成田国際空港(以下、「成田空港」という。)は、平行滑走路の2,500メートル化が完了し、平成22年3月末からは、年間発着回数(容量)が2万回増加して22万回となります。
- 成田空港が、今後も首都圏の国際線基幹空港としての役割を果たしていくためには、周辺地域との共生・共栄を前提として、更なる容量拡大に向けた協議を進めるとともに、経済波及効果を周辺地域が享受できる基盤整備が必要です。
- 成田空港と東京国際空港(以下、「羽田空港」という。)の一体的活用を推進

するとともに、成田・羽田の共存共栄を実現するため、両空港間及び都心と両空港間の鉄道等のアクセスの改善が必要です。

(4) 拠点となる交流都市づくり

- 柏・流山地域では、大学と地域が連携したまちづくりを進めていますが、つくばエクスプレスの開通により、飛躍的に向上した交通の利便性を生かし、質の高い都市機能の充実や、新たな産業の創出を促進していくことが必要です。
- 幕張新都心には、国際交流機能・中枢的業務機能等の諸機能が集積しています。新都心の成熟や時代の変化に対応した拠点機能を強化していくことが必要です。
- かずさ地域は、先端技術産業分野の研究所が集積する国際的水準の研究開発拠点づくりを進めてきましたが、立地面積は半分程度にとどまっており、時代の変化に対応した立地環境の整備が必要です。

(5) 多文化共生社会の実現

- 本県の外国人登録者数は、平成20年末現在で約11万3千人であり、この10年間で63%増加しており、今後も、更なる増加が見込まれます。
- 国際化がさらに進展する中で、外国人県民⁴⁾が暮らしやすいと感じる地域づくりを進めていく必要があります。

○ 安全・安心

(1) 県民意識の高まりと危機管理対策

- 凶悪事件や食の安全を脅かす事件の相次ぐ発生、新型インフルエンザの世界的流行など、県民の「安全・安心」な暮らしが脅かされています。
- 県政に関する世論調査における県政への要望では、暮らしの安全・安心を確保するための施策を望む声が増えています。⁵⁾
- こうした中で、大規模災害や重大な事件・事故に迅速に対応するため、国・市町村・関係団体などと連携し、危機管理体制を強化し、県民が元気で不安なく暮らしていくことができる「安全・安心」の確立された千葉県づくりが必要です。

(2) 「消費者」の安全・安心の確保

- 近年、架空請求や住宅リフォーム詐欺、キャッチセールス被害など高齢者や若者を標的とした事例や製品事故、産地や品質等の偽装事件などが続発しています。
- 千葉県・市川市で発生した冷凍餃子による食中毒事件、本県が国内初の発症例となったBSE⁶⁾問題など、食の安全・安心を揺るがす事件も数多く発生しています。

- 消費者が安心して商品やサービスを選択できるよう、相談窓口の整備や悪質事業者の取締りの強化などに取り組むことが必要です。さらに、事業者や事業者団体自らも消費者の視点に立った経営に取り組むことが求められています。
- また、「いのち」をつなぐ「食」については、食品に対する監視指導及び検査を徹底して行うとともに、全国有数の農林水産業県として、環境にやさしく農薬等の使用を減らした「ちばエコ農産物」など、全国の消費者から新鮮で安全・安心な農林水産物を安定的に提供することが求められています。

(3) 医療・福祉対策の推進

- 県立病院では、都道府県初の女性専用外来診療を設置するなど、県内医療のリードに努めるとともに、高度で専門的な医療に取り組んできました。
- さらに、本県では平成 21 年 1 月から 2 機目のドクターヘリを運航しており、現在、県内のほぼすべての地域を、出動要請から現場到着まで概ね 15 分以内でカバーしており、救命率の向上につながっています。
- しかしながら、医師不足による病院・診療科の縮小や廃止が発生しており、このため、医療を提供する体制が弱体化している地域が見受けられます。
- こうした中で、大病院等への患者の集中を改善し、医療施設の役割分担と連携を構築するとともに、救急患者の受入が困難となっている状況を改善するため、全県的な救急医療体制の整備を図る必要があります。
- このため、県では、患者を中心として、疾病の段階ごとの医療機関の役割分担と連携を明確にした「循環型地域医療連携システム」の構築やがんなどの 4 つの疾病について患者と医療機関が治療計画を共有できる全県共用の「地域医療連携パス」の作成など、全国に先駆けた取組をしてきました。
- また、本県では急速な高齢化の進行に伴い、介護や支援を必要とする高齢者が急増することが見込まれていますが、特別養護老人ホーム等の介護サービスの基盤整備が大幅に遅れています。
- このため、在宅でも施設でも介護サービスが適切に提供されるよう、総合的体制を整備するとともに、高齢者が要介護状態にならないよう介護予防事業の充実を図るなど、「元気な高齢者」を増やすための対策に取り組む必要があります。
- しかし、高齢化の進展に伴って、今後も障害のある人が増えていく見込みであり、ライフステージに沿った障害福祉サービスの充実や障害のある人に対する理解の促進を図り、障害のある人がその人らしく暮らせる社会の構築が必要です。

(4) 健康づくりの推進

- 生活習慣病は、40 歳代から増えはじめ、50 歳代で急激に増える傾向にあり、今後、人口の高齢化によって、生活習慣病の患者数が増大することが見込まれます。

- 昭和 57 年以來、千葉県民の死因第 1 位はがんであり、平成 20 年のがん死亡者数は全死亡者数の 30.5%を占めており、がん対策は、県民の健康と生活の質を守る上で、極めて重要になっています。
- 県民一人ひとりの健康を守るためには、県・市町村・学校・医師会・企業等の連携・協力が必要であり、特にライフステージを通じた生活習慣の改善が必要です。

(5) 交通安全対策の推進

- 本県の平成 20 年の交通事故死者数は、県民と関係機関・団体が一体となって取り組んだ結果、213 人と 9 年連続で減少しました。
- しかしながら、全国では、ワースト 5 位と、依然、交通死亡事故が多発しています。
- 交通事故をなくすためには、道路の整備など、交通事故の起こりにくい環境を整備することはもちろん、県民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、実践することが不可欠です。

(6) 防犯対策の推進

- 本県の平成 20 年の刑法犯認知件数⁷⁾は、100,827 件と 6 年連続して減少していますが、依然全国ワースト 6 位と、治安状況が良いとはいえません。
- このため、県・市町村・県民・地域などが連携し、犯罪が起こらないまちづくりを推進する必要があります。
- 地域の防犯力をアップさせて犯罪を予防する抑止と、凶悪・悪質化する犯罪を見逃さず逮捕し検挙する抑止が同時に求められます。

(7) 防災対策の推進

- 本県を含む南関東地域⁸⁾において、今後 30 年の間にマグニチュード 7 程度の地震が 70%の確率で発生すると予想⁹⁾されています。また、都市部への人口集中に伴い、災害の恐れのある地域へ居住地が拡大しています。
- 本県の海岸や河川沿いに位置している都市の中には、津波や地盤の液状化の被害を受けやすい地域があります。
- また、都市化の進展や産業の高度化により、風水害や各種の大規模事故災害に見舞われるおそれがあります。
- 地震等の災害による被害を最小限にとどめ、県民の生活と安全を守るためには、県や市町村、地域や企業、県民などが連携して防災対策に取り組むことが重要です。

○ 環境保全

(1) 地球温暖化に対する取組

- 地球温暖化は、確実に進行しており、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）¹⁰ の報告によると、その原因は、私たち人類がその活動に伴い発生する二酸化炭素などの温室効果ガス¹¹ の増加にあることが、ほぼ断定されています。
- 本県の平成 18 年の二酸化炭素排出量は、平成 2 年と比べて 8.6%増加しています。
- 今後は、二酸化炭素の排出を低く抑えた「低炭素社会¹²」を構築するために、県民や事業者が具体的にできることを考え、行動し、ライフスタイルや社会経済システムを変えていかななくてはなりません。

(2) 資源循環型社会の確立

- 大量生産・大量消費によって、物質的には豊かになりましたが、一方では、大量廃棄の社会のもと、廃棄物の増加と多様化という問題が生じ、廃棄物の処理が困難になりつつあります。
- 平成 18 年度の本県の一般廃棄物¹³ のうち「ごみ」のリサイクル率は、全国第 5 位であるものの、県民一人一日当たりのごみの排出量は 1,113g と、依然として 1,000g を超える多くの「ごみ」が排出されています。
- 産業廃棄物¹⁴ については、排出量の減少や再資源化率の向上に向けた取組が進められてきましたが、今後、建築物の更新などにより排出量の増加が予想されています。
- 今後、持続可能な発展を遂げていくためには、大量廃棄型社会から脱却するとともに、資源循環型社会¹⁵ の構築を目指していくことが必要です。
- このため、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用のいわゆる「3R¹⁶」を推進するとともに、それでも発生する廃棄物については、適正に処理していくことが求められています。

(3) 産業廃棄物の不法投棄の防止

- 産業廃棄物の不法投棄は、土壌・水質汚染など、環境に深刻な影響を及ぼします。
- 平成 19 年度の本県の産業廃棄物の不法投棄量は、ピーク時（平成 11 年度）の約 13 分の 1 まで減少しましたが、依然、全国ワースト 3 位と、発生量が多い状況にあります。また、今後は、高度経済成長時代の建造物の建替え等による廃棄物の排出量の増加に伴い、不法投棄の増加が懸念されています。
- このため、県・市町村・県民・事業者等との連携をさらに強め、不法投棄を根絶しなくてはなりません。

(4) 良好な大気・水環境の保全

- かつての産業公害により、本県の大気汚染や水質汚濁が大きな社会問題となりましたが、県民・事業者の取組や首都圏の各都県等との連携した取組などにより、現在は改善の傾向にあります。
- しかし、平成 20 年度の光化学スモッグ注意報の発令回数は、全国ワースト 3 位となっているとともに、微粒子状物質¹⁸⁾への対応など新たな課題も生じています。
- また、水質の環境基準達成率 (BOD、COD)¹⁷⁾も全国平均を大きく下回っているとともに、平成 19 年度水質調査結果において、印旛沼の水質は全国ワースト 1 位となっています。さらに、東京湾では、赤潮・青潮が引き続き発生している状況です。
- このため、きれいな空気と水に囲まれた千葉を実現するため、事業者とともに、県民一人ひとりが、より一層環境にやさしい取組を実践していく必要があります。

(5) 豊かな自然環境の保全

- 緑豊かな房総丘陵、九十九里浜をはじめとした美しい海岸線、様々な動植物が生息・生育する里地里山など、本県の豊かで多様な自然環境は、生活の基盤として、また憩いの場として、県民のみならず、本県を訪れる多くの人たちに潤いと豊かさを与えてくれています。
- 一方、手入れされない里山や耕作放棄された農地が県内で増加しており、身近に見られた生き物が減少するとともに、雨水を一時的に貯め込み地下に浸透させる洪水防止機能や水源かん養機能など里山や農地の多面的機能が低下しています。
- 本県の豊かな自然環境を、県民・企業・行政など様々な主体の取組により、次代の子どもたちに引き継いでいかななくてはなりません。

(6) 野生生物の保護と管理

- 市街化の進行や、アライグマ等特定外来生物¹⁹⁾の増加などにより、生態系の破壊・劣化が進んでおり、絶滅のおそれのある野生生物が増加しています。
- また、イノシシ等野生鳥獣の増加などにより、農作物等の被害が深刻化しています。
- このため、野生生物の保護と管理を推進し、人と野生生物とが適切に共存する環境づくりを推進する必要があります。

○ 地方自治

(1) 危機的な県財政

- 県税や地方交付税等の歳入が伸び悩む一方、歳出については、高齢化の進展に伴う社会保障費の増など、義務的経費の増加が続いており、厳しい財政状況が続くものと見込まれますが、今後とも県民ニーズに応えた政策を着実に実行していくためには、持続可能な財政構造を確立していく必要があります。

(2) 地方分権改革の推進

- 国は、「地域のことは地域に住む住民が決める『地域主権』への転換」を掲げ、国と地方の関係を見直し、新しい国のかたちをつくるとしています。
- 地方分権改革の実現により、国から都道府県、都道府県から市町村への権限移譲が一層進められ、自治立法権、自治行政権、自治財政権が拡充し、都道府県・市町村の役割がこれまでよりも強化されるものと期待されていますが、改革の具体的な工程等が不透明となっています。
- 地方分権改革が真の分権改革となるように働きかけていくとともに、改革の実行が、個性豊かで活力に満ちた社会の構築や、地域の実情にあわせた住民サービスの向上につながるものにしていく必要があります。

(3) 県民等との連携・協働

- 分権型社会の流れを受けて、地域のことは地域で決めるという自己決定・自己責任の原則のもと、地域が自立して、個性と魅力ある地域づくりの取組みが始まっています。
- 本県では、各地域の活性化を目指し、市民活動団体など県民・企業・大学・市町村等、多様な主体が連携・協働して、自然、産業、文化、歴史などの地域資源を生かした魅力ある地域づくりに向けた取組を行っています。
- また、河川や道路の清掃、除草などの美化活動を行っている団体を支援する「アダプト制度」を推進しています。
- 地域が持続的に発展していくためには、県民、企業、大学、市町村など多様な主体と県とがこれまで以上に連携・協働することが求められており、そのための環境整備が必要です。

(4) 分権型社会を担う市町村の自主性・自立性の向上

- 分権型社会の主役である市町村は、住民に身近な行政を担い、住民と直接向かい合う基礎自治体であり、これまで以上に自主性・自立性を高めることが必要です。
- 県内市町村は、市町村合併などの取組により行財政基盤の充実が図られてきていますが、今後の地方分権の進展に対応するためには、なお一層の充実が求めら

れています。

- 多様化・高度化する行政事務に的確に対応し、地域課題を自ら解決することが求められています。

○ デジタル社会の進展

(1) ユビキタス社会²⁰⁾の到来

- 平成13年にわが国の情報通信に関する国家戦略である「e-Japan 戦略」が制定されて以降、ブロードバンド²¹⁾の基盤整備が集中的に進められてきました。
- 現在では、世界最高水準のブロードバンド・サービスのほか、携帯電話、デジタル放送等のシステムが整備され、「いつでも、どこでも、何でも、誰とでも」つながるユビキタスネットワーク化が進んでいます。
- 本県のブロードバンド・サービスの世帯カバー率は全国でも上位にあり、携帯電話についても山間部の一部を除き、概ね県内全域において利用が可能です。

(2) ITの戦略的利活用

- 情報通信基盤の整備が進み、一部の自治体では、住民基本台帳カード²²⁾などを活用した全国的にも最先端の行政サービスを構築していますが、ITの利活用については、多くの県民がその成果を実感するまでには至っていないとの声があります。
- また、諸外国と比べ、「電子商取引」「交通・物流」の分野で日本のITの利活用は比較的進んでいますが、「安全・安心」「医療・福祉」「教育・人材」「雇用・労務」「企業経営」「行政サービス」の分野において利活用が遅れています。
- このため、豊かな県民生活に資するよう、利活用の遅れている分野の底上げを図り、真に利用者の視点に立ったデジタル社会を実現する努力が不可欠です。

(3) ネット社会の信頼性の向上

- ITの社会生活への浸透に伴い、情報量が爆発的に増加したことで、適切な情報を選択・活用ことが課題となっています。
- また、ITが関係した事件の増加、コンピューターウイルスへの感染や個人情報の流出などに対して不安を感じている利用者も少なくありません。
- こうした課題への対処や不安を解消し、IT利活用の推進をするために、情報活用能力の向上や情報流出・障害などのリスクに応じた情報セキュリティ対策を充実していく必要があります。

【注】

- (1) **国立社会保障・人口問題研究所による人口推計**：平成 18 年に発表した将来人口推計（中位）によると、平成 17 年に 1 億 2,776 万人であった日本の人口は、平成 67 年には 8,993 万人になるとの見込みです。
- (2) **合計特殊出生率**：15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、1 人の女性が一生の間に生む子どもの平均数を表します。
- (3) **グローバル化**：経済活動や人々の行動が地球的規模、地球的視野で行われるようになることです。
- (4) **外国人県民**：千葉県に在住する外国人のことです。
- (5) **暮らしの安全・安心を確保するための施策を望む声が増えている**：県民世論調査における県政への要望では、安全・安心に関する項目である「食品の安全、医療、高齢者福祉、交通事故、犯罪、災害」に対する回答数（複数回答可）の割合の累計は、平成17年は87.1%だったのに対し、平成20年は143.3%となっています。
- (6) **BSE（牛海綿状脳症）**：1986年に英国で初めて報告された牛の病気で、牛の脳の組織に海綿状（スポンジ状）の変化を起こす病気です。この病気は、感染してすぐに発症するのではなく、2～8年の潜伏期間の後、食欲減退による体重減少、異常姿勢、運動失調、起立不能などの神経症状を示し、発病後は2週間から6ヶ月の経過を経て死に至ります。
- (7) **刑法犯認知件数**：警察において、認知した事件の数のことです。
- (8) **南関東地域**：千葉県・東京都・神奈川県・埼玉県東部・茨城県南部とその周辺地域を想定しています。
- (9) **今後 30 年の間にマグニチュード 7 程度の地震が 70% の確率で発生すると予想**：文部科学省に設置されている地震調査研究推進本部の地震調査委員会が平成 21 年 1 月に公表した調査結果によります。
- (10) **気候変動に関する政府間パネル（IPCC）**：人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織です。
- (11) **温室効果ガス**：赤外線（熱線）を吸収する作用を持つ気体（二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素など）の総称です。温室効果ガスがなければ、 -18°C にもなる地球は、温室効果ガスが大気中に存在することで、地表の気温が平均 15°C 程度に保たれています。温室効果ガスの増加により、地球全体がまるで「温室」の中のように気温が上昇する現象が地球温暖化です。
- (12) **低炭素社会**：現状の産業構造やライフスタイルを変えることにより、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を低く抑えた社会のことをいいます。石油など化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって、その実現を目指します。
- (13) **一般廃棄物**：廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物のことをいい、日常生活から排出される「ごみ」と「し尿」に分類されます。
- (14) **産業廃棄物**：工場などの事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類など法律で定められた 20 種類の廃棄物のことをいいます。
- (15) **資源循環型社会**：廃棄物を限りなく少なくし、焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らして、限りある地球の資源を有効に繰り返し利用する社会のことをいいます。
- (16) **3R**：限りある地球の資源を有効に繰り返し利用する社会（＝資源循環型社会）をつくるための 3 つの取組（ごみを減らす「リデュース」、何回も繰り返し使う「リユース」、ごみを原材料として再生利用する「リサイクル」）の英語の頭文字「R」をとったものです。
- (17) **水質の環境基準達成率（BOD、COD）**：生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準を達成している水域の割合です。BODは河川の、また、CODは湖沼・海域の汚染指標に使われます。
- (18) **微小粒子状物質**：大気中に浮遊する粒子状の物質で、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さなものをいいます。微小粒子状物質は、粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられています。
- (19) **特定外来生物**：法律に基づいて、生態系、人の身体・生命、農林水産業等に被害を及ぼし、又はおそれがあるものとして、輸入、販売、飼育、栽培、運搬等が禁止されている生物のことをいいます。
- (20) **ユビキタス社会**：「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークに簡単につながる社会のことをいいます。
- (21) **ブロードバンド**：DSL回線、光回線、ケーブルテレビ回線、第3世代携帯電話回線をはじめとした、高速・超高速通信を可能とする回線をいいます。
- (22) **住民基本台帳カード**：氏名や住民票コード等が記録されたICカードであり、身分証明書としても利用できるほか、各種行政手続きのインターネット申請が可能になります。